

平成24年(ワ)第3671号, 平成25年(ワ)第3946号, 平成27年  
(ワ)第287号, 平成28年(ワ)第79号, 平成29年(ワ)第408号,  
平成30年(ワ)第878号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外3313名

被告 関西電力株式会社 外1名

## 証拠説明書

(丙318~329号証)

令和2年2月25日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士	辰	田		淳	
弁護士	畑	井	雅	史	
弁護士	坂	井	俊	介	
弁護士	山	内	喜	明	
弁護士	谷		健 太	郎	
弁護士	酒	見	康	史	
弁護士	中	室		祐	
弁護士	持	田	陽	一	

号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
丙 318	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令について	写し	R1. 6. 19	原子力規制委員会	令和元年度第13回原子力規制委員会において，被告関西電力株式会社に対して核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23第1項の規定に基づく命令を発出することが決定されたこと，及び大山は活火山ではなく，噴火が差し迫った状況にあるとはいえず，大山生竹テフラ（DNP）の噴出規模の噴火による降下火砕物により大飯発電所3，4号機（以下，「本件発電所」という）が大きな影響を受ける切迫した状況にはないと原子力規制委員会が判断していること
丙 319	令和元年度原子力規制委員会第13回会議議事録（抜粋）	写し	R1. 6. 19	原子力規制委員会	
丙 320	美浜発電所，高浜発電所および大飯発電所の降下火砕物の層厚評価の見直しに係る原子炉設置変更許可申請について	写し	R1. 9. 26	被告関西電力株式会社	令和元年9月26日付で，被告関西電力株式会社が，降下火砕物の層厚評価を見直し，原子力規制委員会に対して，原子炉設置変更許可申請を行ったこと
丙 321	実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について	写し	H30. 12. 19 最終改訂	原子力規制委員会	原子力発電所の火山影響評価ガイド（以下，「火山ガイド」という）における立地評価，影響評価の方法，平成29年11月の火山ガイド等の改正の経緯等  なお，丙321号証は丙69号証の改訂版である。

丙 322	大飯発電所3, 4号炉 火山影響評価について－追加説明－	写し	H29. 1. 27	被告関西電力株式会社	本件発電所における火山影響評価の内容
丙 323	原子力規制委員会規則第十六号（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則）	写し	H29. 12. 14	原子力規制委員会	「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下、「実用炉規則」という）では、火山事象による影響が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下、「火山影響等発生時」という）において、非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策等を定めること、及びそれらの内容を保安規定に記載すること等が求められるようになったこと
丙 324	高浜発電所3, 4号炉及び大飯発電所3, 4号炉 火山影響等発生時の体制整備等に係る措置の規則改正に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について	写し	H30. 10. 4	被告関西電力株式会社	被告関西電力株式会社が、本件発電所について、火山影響等発生時において、非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策等を行ったこと等
丙 325	高浜発電所3, 4号炉及び大飯発電所3, 4号炉 火山影響等発生時の体制整備等に係る措置の規則改正に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請について（審査会合における指摘事項の回答）	写し	H30. 11. 13	被告関西電力株式会社	

丙 326	関西電力株式会社 大飯発電所原子炉 施設保安規定の変 更の認可について	写し	H30. 12. 17	原子力規制委 員会	被告関西電力株式会社が、本 件発電所について、改正され た実用炉規則に従い、火山影 響等発生時における非常用交 流動力電源設備の機能を維持 するための対策等を保安規定 に記載し、保安規定変更認可 申請を行ったこと、そして、 原子力規制委員会の審査を経 て、新規制基準に適合してい ることが確認されたこと
丙 327	審査書【関西電力 株式会社大飯発電 所原子炉施設保安 規定の変更につい て】	写し	H30. 12. 17	原子力規制庁	
丙 328	令和元年度 第 36 回原子力規制委員 会 資料 3 (抜粋)	写し	R1. 10. 16	原子力規制庁	令和元年12月18日に、火山ガ イドが改正されたこと、並び に同改正については火山ガイ ドの各規定の趣旨及び火山ガ イドに基づく審査実務の考え 方を正確に表現し、かつ文章 としてより分かりやすくする ために行われたこと
丙 329	原子力発電所の火 山影響評価ガイド	写し	R1. 12. 18	原子力規制委 員会	